

令和7年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

1 開催日時

令和7年10月16日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時00分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

加藤 健二郎、池田 将大、鈴木 竜彦、座間 順一、松原 しづ、判治 かよ子、
伊藤 雅一 7名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

企画部長 山本 和男、人事課長 田島 祥三、人事課長補佐 西本 康一、
人事課主査 峯村 駿

7 議題等

- (1) 特別職の期末手当の額について
- (2) その他

8 会議の要旨

企画部長	<p>本日は、何かとご多忙の中、本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、以後着座にて失礼いたします。</p> <p>あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第6になりますが、そこまでは、私ども事務局で進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日は委員全員の方にご出席いただいております。定足数を満たしておりますので、この審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。</p> <p>それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の2会議の公開について事務局より説明させていただきます。</p>
人事課長	<p>市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るために、一部の例外を除きまして、市の附属機関や懇談会等の会議は、会議の公開をすることとしています。</p> <p>会議の公開とは、市民の皆様に会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方には会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。</p> <p>本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。</p>

企画部長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会は公開で開催させていただきますので、ご承知置き願います。</p> <p>それでは、次第の3 市長挨拶です。</p> <p>柴田市長よりご挨拶申し上げます。市長、お願ひします。</p>
市長	<p>本日の特別職報酬等審議会開催にあたり、委員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また皆様には、委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただき、改めて御礼申し上げます。さて、今年の人事院勧告において、一般職の職員では、月例給、ボーナスともに引上げる旨の勧告がなされました。</p> <p>これを受けて、本市職員についても、勧告どおりに給与改定をする予定です。</p> <p>一方で、物価高騰等の厳しい状況の中、今回の審議会では、特別職の期末手当について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>社会からご理解をいただける金額について、市民を代表した皆様の目線からのご意見を伺いたく存じます。</p> <p>なお、例年合わせて審議いただいている、特別職の月例報酬・給料について改定を行う場合は、別途、審議会を招集させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、是非とも活発な議論の上、ご回答いただきますよう、お願ひ申し上げます。</p>
企画部長	<p>それでは、次第の4 「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」をご覧ください。名簿順に紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>続きまして、事務局職員を順に紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(事務局自己紹介)
企画部長	<p>次に、次第の5 「協議事項」に入ります。</p> <p>(1) 会長の選任 と (2) 同職務代理者の選任でございます。審議会条例第4条の規定によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。</p> <p>まず、最初に会長の選任方法ですが、どういう方法がよろしいでしょうか。</p>
加藤委員	推薦でいかがでしょうか。
企画部長	<p>推薦とのご発言をいただきました。その他ありますでしょうか。</p> <p>ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。</p>
池田委員	会長は審議会の取りまとめ役という大変重要な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	<p>ただいま、池田委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨のご発言をいただきました。他に推薦はございませんでしょうか。</p> <p>他には無いようすでにお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするということで、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一様に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言ご挨拶をよろしくお願ひいたします。
会長	(会長席へ移動)

会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願ひします。当審議会は、尾張旭市政をマネジメントする方々の報酬等を審議する大変重要な会議になります。委員皆様のそれぞれの意見をしっかりと聞きながら、よりよい答申をまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長からご指名をお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。
会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういう意味で、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店からご推薦の池田様に職務代理者をお願いしたいと思います。
企画部長	ただいま、会長からご指名をいただきました、瀬戸信用金庫尾張旭支店の池田次長様を職務代理者に決定したいと思います。池田様から一言ご挨拶をいただきたいと思います。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店 次長の池田と申します。微力ではありますが、適正審議に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
企画部長	会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございました。 次に、次第の6「諮問」に入ります。 諮問にあたりましては、市長から審議会会长に諮問書を手渡していただきますので、よろしくお願ひいたします。
市長	(会長席の近くへ移動して、審議会会长に諮問書を手渡し) よろしくお願ひします。
企画部長	なお、委員の皆様には、諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。 なお、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	よろしくお願ひします。(市長退席)
企画部長	それでは、諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきますが、その前に今後のスケジュールについて、事務局からお願いをさせていただきます。 特別職の報酬や期末手当等の改定には、議会での議決を得る必要がございます。今回の諮問では、尾張旭市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、期末手当の額について、ご審議をお願いしております。 他市町村では、期末手当いわゆるボーナスの改定がある場合、12月からとするところが大勢を占めております。ただし、他市町村では、期末手当は審議内容に含まれておりません。 本市においては、期末手当も審議内容に含まれていることから、今回の審議会では、期末手当についての答申内容をお決めいただき、12月議会での条例改正に間に合う形で事務を進めていきたいと考えております。 また、月例給の改定につきましては、ほとんどの市町村が4月からであるため、現時点では、他市町村の動向等が分かっておりません。このことから、月例給につきましては、今後、必要がありましたら、改めてご審議をいただきたいと考えております。

	<p>委員の皆様には、期末手当の内容も審議する本市の特異性をご理解いただき、ご一考いただけますと幸いです。大変、勝手を言いますが、どうぞよろしくお願ひします。それでは会長に代わらせていただきます。</p> <p>伊藤会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、早速ですが、議題に移ります。</p> <p>次第の 7 議題ということで、まずは資料について事務局から説明してください。</p>
人事課長 補佐	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>(1) 資料 3 「関係条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成 27 年度から期末手当も審議対象となった。 ・平成 28 年度からは教育長も審議対象となった。 ・昨年度の答申に基づき、特別職の報酬月額等を 1. 1 %、期末手当の支給月数を 0. 05 月分引上げで条例を一部改正 <p>(2) 資料 4 「県内各市三役給料月額等一覧」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は他市と同様に期末手当が 3. 45 月となっている。 <p>(3) 資料 5 「県内各市議員報酬月額等一覧」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載 <p>(4) 資料 6 「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は概ね平均 <p>(5) 資料 7 「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は概ね平均 <p>(6) 資料 8 「特別職報酬等月額の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年頃までマイナスの改定、直近 2 年はプラスとなっている。 <p>(7) 資料 9 「期末手当支給月数の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 1 2 月の改定で、0. 05 月分引上げ <p>(8) 資料 10 「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度一般行政職の給料は、全職員を対象とした引上げで、3 4 年ぶりに 3 % を超える大幅な引上げ ・消費者物価指数（令和 7 年 8 月速報値）は、昨年比でプラスに転じている。 <p>(9) 資料 11 「人事院勧告状況（平成 29 年度から令和 7 年度まで）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度の勧告は、昨年同様、指定職の月例給、期末勤勉手当が共に改定となり、改定率としては、月例給が一般行政職の 5 級以上の改定率と同じ 2. 8 %、期末勤勉手当は、0. 05 月分の引上げ <p>(10) 資料 12 「令和 7 年人事院給与等に関する勧告等（抜粋）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定職俸給表の適用を受ける職員が、期末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0. 02 5 月分引上げ <p>(11) 資料 13 「市議会の活動状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬を検討する際の参考 <p>(12) 資料 14 「県内各市令和 6 年度普通会計決算状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の財政力指数は 0. 80 ・他市と比べると若干低いが、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良い。

	<p>(13) 資料1 5 「昨年度答申書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の答申結果を確認する際の参考 <p>(14) 資料1 6 「特別職報酬等審議会の審議内容について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の月例給と期末手当の額を審議対象とする特異性について ・過去2年間の県内各市の月例給の改定状況 ・過去2年間の県内各市の期末手当の改定状況 <p>(15) 資料1 7 「特別職報酬等改定例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の支給月数を人事院勧告どおり引き上げた場合と据え置いた場合の期末手当の額と影響額
会長	<p>ありがとうございました。いろいろな観点から説明をいただきました。</p> <p>これらを踏まえまして、審議に入りたいと思います。皆様の忌憚のない意見をいただければと思います。</p> <p>これまで、当審議会は月例給と期末手当の額をセットで審議してきましたが、今回は期末手当の額のみの審議となりますので、その点ご留意をいただきたいと思います。</p> <p>また、事務局からの説明で、期末手当の額について審議するのは尾張旭市のみで、他市町村では人事院勧告を踏まえて、機械的に期末手当の額が決まる仕組みになっています。</p> <p>本審議会では、期末手当の額も審議対象となっているので、各委員の意見を聞きながら、答申の内容を決めていきたいと思います。</p> <p>内容の確認も含めまして、ご質問のある方からご発言をお願いします。</p>
鈴木委員	<p>期末手当の審議を行うのは尾張旭市だけということで、他市では人事院勧告どおりという方向だと思います。期末手当について、これまで他市では、基本的に人事院勧告の月数を用いて設定されているということでしょうか。</p> <p>また、尾張旭市が人事院勧告どおりの月数を用いて設定しないと、尾張旭市だけが、他市と状況が変わってしまうという認識でしょうか。</p>
人事課長 補佐	そのとおりです。
会長	<p>今回月例給については、諮問されておりません。</p> <p>他市町村についても、月例給については、行政判断として、引き上げたり引き下げたりする必要がない場合は、諮問を見送るケースがあります。</p> <p>今回、月例給については、今後の情勢に応じて審議対象になる可能性が高いと考えているのか、それとも、物価高等で財政状況は、どこの市も厳しくなっているので、月例給の改定は見送るということを考え諮問の対象としていないのか、事務局として、そのあたりの考えはありますか。</p>
企画部長	<p>非常に難しい判断ですが、今回月例給を諮問の対象としている理由としては、先ほど説明したとおり、月例給を2年連続で引き上げている市が少数であること、また、物価高や人件費の上昇等で、市の経常経費にあたる支出が増加していることが据置きの要因にあたります。引上げの要因としては、今回非常に大きな上げ幅の人事院勧告がありました。そのため、他市町村の動向として、引上げがあるかもしれないという状況がありますので、今回は、他市町村の状況をしっかりと見極めてみないことには、判断が難しいところが、現在の考え方であります。</p>

会長	月例給については、他の市町村の動向を見ながらということですね。当審議会は、これまで月例給をメインに審議を行い、月例給が決まると、それに付随した形で期末手当を審議してきたことが多かったですが、今回、期末手当単独での審議になりますので、なかなかご意見を出すのが難しいところもあると思いますが、何かご意見はあります。
座間委員	私も市民の1人として、この物価高を痛感しているところです。今日労働組合の役員として出席させていただいているが、労働組合としては、物価上昇に負けない賃上げを目指しているところです。市の特別職の皆様におかれましても、責任が非常に重い職責でありますので、人事院勧告どおりの引き上げでよいかと思います。
会長	今人事院勧告どおりの引上げでよいのではないかという意見がありました。今回期末手当の改定として、引上げか、据置きか、引下げの3つのうち、どちらになりますが、今のご意見は、人事院勧告どおりの引上げでよいのではないかということなので、改定率は0.05月分の引上げということです。このあたりを踏まえまして、引上げか、据置きか、引下げか、引き上げる場合には、人事院勧告に準拠する0.05月にするのか、又はそれ以外にするのか、というところが判断のポイントになると思います。そういういったことを踏まえて、他に意見はありますか。
池田委員	0.05月の引上げが妥当かどうか難しい部分はありますが、最低賃金は上がっており、また、最低賃金を上回る上げ幅もあると聞くこともあります。尾張旭市においても、市内の事業所で状況が厳しいとは思いますが、その中で賃上げはしていくということで、そこで働く方の所得上昇にもつながり、ひいては市の魅力になっていくのではないかと思います。そういう点で、人事院勧告どおりの0.05月がいいかどうかは別として、引き上げという方向で、まずは市政から、それに併せて民間でもというところかなと思います。
会長	方向としては、人事院勧告も踏まえて、引上げということですね。他にいかがでしょうか。
松原委員	市の財政が厳しいと聞いていますので、引上げがよいか、据置きがよいか、判断が難しいところなので、引上げ幅は0.05月でなくともよいとも思います。
会長	もちろん人事院勧告と異なる上げ幅でもよいと思いますが、実際に答申するときには、人事院勧告と異なる上げ幅にする場合、それについての合理的な根拠を議論して整理する必要があると思います。他にご意見ありますか。
判治委員	主婦の目から見ると物価上昇というのは感じています。その点から皆さんの生活ということを考えると、公的な部分から先頭をきって引上げていくことで、民間の方も上げていくということが良いと思います。
会長	人事院勧告を踏まえて、引上げがよいということですね。他にご意見はありますか。
加藤委員	世間の状況を見ると、人事院勧告どおりの引上げて差支えないと思います。また、金額的にも、それで市の財政状況を圧迫させるものでないので、引上げでよいと思います。

会長	人事院勧告を踏まえて、引上げがよいということですね。 他にご意見はありますか。
鈴木委員	他の市の動向という観点から言うと、月例給については、他の市町村を見ながらということではあります、期末手当については、他の市町村は人事院勧告どおりの引上げになるということなので、それを踏まえれば人事院勧告どおりの引上げでよいと思います。 また、それ以外の上げ幅だと、会長の言うとおり、それなりの根拠がいると思うので、その点でも人事院勧告どおりの引上げでよいと思います。
会長	今、皆さんのお意見をお聞きすると、物価高、賃上げ等の中で、それを考慮すると、期末手当については、引上げの方向、また、人事院勧告を踏まえて、引上げ幅は0.05月というところが大勢を占めておりますが、松原委員いかがでしょうか。
松原委員	特に問題ないと思います。
会長	他にご意見はありますか。
全委員	意見なし
会長	皆さんの意見をまとめますと、期末手当の改定については引上げ、その改定率については、人事院勧告を踏まえて、0.05月の引上げ、ということで、整理していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	続いては、改定の時期ですが、冒頭、企画部長から12月議会での条例改正に間に合う形で事務を進めたいという希望がありました、そうすると改定時期は、一般職と合わせて12月1日ということが基本になりますが、そのあたりでご意見はありますか。
鈴木委員	初歩的な質問になりますが、期末手当の支給は、年1回の支給ということなのか、それとも分けて支給になるのでしょうか。
人事課長 補佐	期末手当は年2回の支給になります。今回12月1日に改定となると12月支給分から引上げとなります。
鈴木委員	そうすると、1月ずれても、支給する月がずれるだけで、額は一緒になるのでしょうか。
企画部長	手元の資料の4ページの第5条をご覧いただきますと、特別職の期末手当になりますが、6月1日及び12月1日を基準日としていますので、12月1日を逃しますと、次の6月1日まで延びてしまうというのが原則的な考え方となっております。
会長	ご確認ありがとうございます。 改定時期については、12月1日でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは、改定時期については12月1日ということで、答申に盛り込みます。 それでは、まとめますが、今回の期末手当は引上げ、改定率については、人事院勧告を踏まえて、0.05月の引上げとなります。改定時期については、12月1日ということで、答申を進めさせていただく形になりますが、これでよろしいでしょうか。

全委員	異議なし
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、結論に至りましたので、これで答申をしていきたいと思います。</p> <p>事務局に確認しますが、答申については、どのように進めていけばよろしいでしょうか。</p>
人事課長 補佐	<p>まず、例年の進め方ですが、皆様の意見を元に答申書の原案を事務局で作成し、会長に確認していただきます。</p> <p>その後、委員の皆様に郵送し、確認していただきます。修正点等がございましたら、事務局へご連絡いただきまして、再度、会長に確認をしていただいておりました。</p> <p>また、市長への答申についてですが、各委員の皆様に再度集まつていただくのではなく、会長から市長へ直接答申書をお渡しいただいております。これはあくまでも例年とられてきた方法でございますので、皆様の協議によりお決めいただきたいと思います。</p>
会長	事務局から説明いただきましたが、委員の皆様からご意見等はありますでしょうか。
全委員	意見なし
会長	例年どおりに進めさせていただいてよろしいでしょうか
全委員	異議なし
会長	<p>ありがとうございます。それでは、市長への答申については、例年のように進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議題8「その他」について、事務局から何かありますか。</p>
企画部長	<p>特にございませんが、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご熱心に、特別職の期末手当の額についてご審議を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>今後も、難しい行財政運営が続くと思われますが、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	今年度の審議会は、審議の結論が出ましたので、これで終了とさせていただきます。ありがとうございます。